

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 2
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可申請【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】 3
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 5

◇ 公 告

- 宮崎広域都市計画事業東部第二土地区画整理事業の施行に関する使用収益停止通知書の掲示【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】 6

◇ 区選挙管理委員会

- 北九州市恒見財産区議会議員一般選挙の当選人【門司区選挙管理委員会事務局】 7

北九州市告示第 256 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年 11 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3184	金剛 30 号線	前	八幡西区金剛一丁目 97 0 番 1 地先から 八幡西区金剛一丁目 99 5 番地先まで	1.8 ～ 2.9	95.0
		後	八幡西区金剛一丁目 97 0 番 1 から 八幡西区金剛一丁目 99 5 番地先まで	4.5 ～ 15.3	95.0

北九州市告示第 257 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請があったので、同条第 2 項において準用する同法第 15 条第 4 項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第 3 項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和元年 11 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者

北九州市門司区白野江 520 番地

株式会社スカラベサクレ

代表取締役 黒田泰壽

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市門司区大字白野江 1 番の一部、1 番 2 の一部、2 番の一部、3 番から 5 番まで、6 番から 8 番までの各一部、9 番 2 の一部、9 番 4 の一部、59 番の一部、60 番 2 の一部、61 番の一部、62 番 1 の一部、62 番 2 の一部、64 番 1 の一部、64 番 2 の一部、250 番 2 から 250 番 7 までの各一部、1053 番 3 の一部、1053 番 4 の一部、1053 番 8 の一部、1059 番の一部及び 1060 番の一部並びに同区大字田野浦 1290 番の一部、1298 番の一部、1299 番の一部、1305 番、1306 番、1308 番の一部、1309 番 1 の一部、1310 番の一部及び 1311 番の一部

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉋さい、がれき類及びダスト類

5 申請年月日

令和元年 11 月 19 日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 縦覧期間

令和元年11月28日から令和2年1月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和元年12月30日から令和2年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和2年1月20日までに、第6項の縦覧場所に到着するように提出すること。

- (1) 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 申請者
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市告示第 258 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和元年 11 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定する形質変更時要届出区域
北九州市小倉北区西港町 97 番 3 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 10 号から第 13 号までの該当性
土壤汚染対策法施行規則第 58 条第 5 項第 12 号（埋立地管理区域）に該当

北九州市公告第508号

次の土地区画整理事業の施行に関する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第1項の規定による通知に係る書類（以下「使用収益停止通知書」という。）は、同法第133条第1項の規定によりその送付に代えてその内容が次のとおり掲示されているので、同条第2項において読み替えて準用する同法第77条第5項の規定により公告する。

令和元年11月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 土地区画整理事業の名称及び施行者

- (1) 名称 宮崎広域都市計画事業東部第二土地区画整理事業
- (2) 施行者 宮崎市

2 使用収益停止通知書の内容

使用収益することを停止する者	
氏名	判明している最後の住所
田中直樹	北九州市八幡東区枝光三丁目1番4-202号

3 掲示の場所

宮崎県宮崎市吉村町南浜田甲4268番地1

北九州市門司区選挙管理委員会告示第33号

令和元年11月24日執行の北九州市恒見財産区議会議員一般選挙の当選人は、次のとおりである。

令和元年11月25日

北九州市門司区選挙管理委員会
委員長 遠山 義則

住 所	氏 名
北九州市門司区大字恒見1321番地25	中東 健司
北九州市門司区恒見町5番9号	江口 基雄
北九州市門司区大字恒見1279番地	濱田 豊之
北九州市門司区大字恒見161番地7	小林 洋文
北九州市門司区大字恒見1361番地	田端 廣昭
北九州市門司区恒見町6番28号	江崎 征洋
北九州市門司区恒見町8番1号	楢原 文雄
北九州市門司区大字恒見1292番地	高倉 順市
北九州市門司区恒見町10番14号	藤田 俊樹
北九州市門司区大字恒見356番地	蔵本 誠